

網使用料算定根拠
(西日本コストに基づく接続料)

目 次

.算定手順	2
.料金の設定	
1. 端末回線伝送機能	3
2. 通信路設定伝送機能	5
3. 公衆電話機能	19
.料金の設定に使用した保守換算係数	21
.料金の設定に使用した単金	22

・算定手順

料金の設定に使用した単金

料金の設定

接続料金

・料金の設定に使用した単金
～認可網使用料算定根拠より引用～

・網使用料算定根拠 <平成18年3月31日認可>
(長期増分費用方式によるPHS基地局回線接続料算定根拠)

・網使用料算定根拠 <平成18年3月3日認可(補正申請)>
(実際費用方式による平成17年度接続料算定根拠)

・網使用料算定根拠 <平成18年3月3日認可>
(実際費用方式による平成17年度接続料算定根拠)

・網使用料算定根拠 <平成16年2月17日認可>
(光信号主端末回線接続料算定根拠)

・網使用料算定根拠 <平成13年8月31日認可>
(光信号主端末回線接続料算定根拠)

・網使用料算定根拠 <平成16年10月25日認可>
(固定基地局無線伝送路接続料算定根拠)

・料金の設定に使用した保守換算係数
保守の区分がタイプ1-2のもの

・料金の設定
保守の区分がタイプ1-2のもの

・料金の設定

1. 端末回線伝送機能

・P H S 基地局回線機能の基地局回線により接続する機能のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	1,547	の1の(1)の x の保守換算係数 + の1の(1)の x の保守換算係数 + の1の(1)の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のものの（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	1,256	の1の(2)の x の保守換算係数 + の1の(2)の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のものの（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/芯・月）	4,695	の1の(5)の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/芯・月）	9,390	の1の(5)の x の保守換算係数×2（芯）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のものの（ア） 当社の局内リガを利用する場合の 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	93	の1の(2)の x の保守換算係数 + の1の(2)の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のものの（イ） 当社の局内リガを利用しない場合の 以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	1,266	の1の(2)の x の保守換算係数 + の1の(2)の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のものの（イ） 当社の局内リガを利用しない場合の 電話重畳する場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	33	の1の(2)の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの

（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（ア） 当社の局内リガを利用する場合の 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	736	の1の(2)の x の保守換算係数+ の1の(2)の + の1の(2)の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの

（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（イ） 当社の局内リガを利用しない場合の 以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	1,909	の1の(2)の x の保守換算係数 + の1の(2)の x の保守換算係数 + の1の(2)の

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）の端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの

（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（イ） 当社の局内リガを利用しない場合の 電話重畳する場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金（円/回線・月）	676	の1の(2)の x の保守換算係数 + の1の(2)の

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）のア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）の（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金等	備考
a. O C U （円/回線・月）	200	の1の(3)の x の保守換算係数
b. 主配線盤 （円/回線・月）	32	の1の(2)の x の保守換算係数
c. 局内伝送路 （円/回線・月）	165	の1の(3)の
d. 料金（円/回線・月）	397	a + b + c

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）のイ 端末回線により伝送を行う機能（1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）の（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金等	備考
a. O C U （円/回線・月）	3,888	の1の(3)の x の保守換算係数
b. 主配線盤 （円/回線・月）	155	の1の(5)の x の保守換算係数×2（芯）
c. 局内伝送路 （円/回線・月）	3,378	の1の(3)の
d. 料金（円/回線・月）	7,421	a + b + c

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のA 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限り。）により1芯にて伝送を行う機能

の（7）光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合の
保守の区別がタイプ1-2のもの

区 分	料金	備 考
料金（円/芯・月）	4,695	の1の（5）の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のA 光信号主端回線（光局外スプリッタを含まないものに限り。）により1芯にて伝送を行う機能

の（4）光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の 保守の区別がタイプ1-2のもの

区 分	料金	備 考
料金（円/芯・月）	4,695	の1の（5）の x の保守換算係数

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のイ 光信号主端回線（光局外スプリッタを含むものに限り。）により1芯にて伝送を行なう機能

の（7）分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの 保守の区別がタイプ1-2のもの

区 分	料金等	備 考
a. 局外スプリッタ（8分岐のもの）	623	の1の（4）の
b. 光信号主端回線	4,039	の1の（4）の の c x の保守換算係数
c. 加算料（局舎～引込分岐点間）	404	の1の（4）の
d. 料金（円/1光信号主端回線・月）	5,068	a+b+c

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のイ 光信号主端回線（光局外スプリッタを含むものに限り。）により1芯にて伝送を行なう機能

の（4）分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの 保守の区別がタイプ1-2のもの

区 分	料金等	備 考
a. 局外スプリッタ（4分岐のもの）	530	の1の（4）の
b. 光信号主端回線	4,039	の1の（4）の の c x の保守換算係数
c. 加算料（局舎～引込分岐点間）	404	の1の（4）の
d. 料金（円/1光信号主端回線・月）	4,973	a+b+c

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端回線に係る加算料の（7）光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの 保守の区別がタイプ1-2のもの

区 分	料金	備 考
料金（円/1光信号主端回線・月）	5,068	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のイ 光信号主端回線（光局外スプリッタを含むものに限り。）により1芯にて伝送を行なう機能の（7）分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの 保守の区別がタイプ1-2のものより

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端回線に係る加算料の（4）光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの 保守の区別がタイプ1-2のもの

区 分	料金	備 考
料金（円/1光信号主端回線・月）	4,973	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のイ 光信号主端回線（光局外スプリッタを含むものに限り。）により1芯にて伝送を行なう機能の（4）分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの 保守の区別がタイプ1-2のものより

・2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の（4）保守の区別がタイプ1-2のもの

区 分	料金等	備 考
a. 固定無線基地局	9,330	の1の（6）の
b. 加入者光ファイバ（加入者回線、主配線盤）	4,695	の1の（5）の x の保守換算係数
c. 加入者光ファイバ（加算料）	471	の1の（5）の
d. 光信号電気信号変換装置（非集線型）	1,531	の1の（6）の
e. 料金（円/1固定無線基地局伝送路・月）	16,027	a+b+c+d

2.通信路設定伝送機能

2.1. 高速デジタル伝送サービスの通信路設定伝送機能における速度別料金の算定

1. 高速デジタル伝送（エコノミークラス）

(1) サービス区分別料金

区分		料金				備考
		64kb/s	128kb/s	1.5Mb/s	6Mb/s	
a. 主配線盤～専用加入者線装置モジュール	(円/回線(64kb/s)・月・947 1)	22	22	22	-	の2の d
b. 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・947 1)	3,315	3,315	3,315	6,849	の2の a、b
c. 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	(円/回線(64kb/s)・月・947 1)	845	845	845	447	の2の a、b
d. 専用線ノード装置	(円/回線(64kb/s)・月・947 1)	609	609	450	514	の2の a、b、c
e. 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線(64kb/s)・月・947 1)	467	467	467	278	の2の a、c
f. 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km(64kb/s)・月・947 1)	11	11	11	7	の2の b、d
g. 接続装置	(円/回線・月・947 1)	156	156	156	-	の2の e
h. 専用回線管理運営費	(円/回線・月)	453	453	453	453	の2の e

(2) 速度換算係数

区分	係数			
	64kb/s	128kb/s	1.5Mb/s	6Mb/s
エコノミークラス	1	2	24	79

2-2. ATM専用サービスの通信路設定伝送機能における速度別料金の算定

1. 第1種ATM専用

(1) サービス区分別料金

区分	料金	備考
a. 専用加入者線装置モジュール (円/回線・月・ﾀｲﾌﾟ1)	71,157	の2の のc
b. 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路 (円/回線(64kb/s)・月・ﾀｲﾌﾟ1)	447	の2の のb
c. 専用線ノード装置 (円/回線(64kb/s)・月・ﾀｲﾌﾟ1)	177	の2の のd
d. 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例 (円/回線(64kb/s)・月・ﾀｲﾌﾟ1)	278	の2の のc
e. 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km(64kb/s)・月・ﾀｲﾌﾟ1)	7	の2の のd
f. 専用回線管理運営費 (円/回線・月)	453	の2の のe

(2) 速度換算係数

A. 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路

区分	係数									
	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	50Mb/s	135Mb/s	600Mb/s
a. セカンドクラス	4	8	15	22	29	35	43	240	402	-
b. エコノミークラス	4	8	14	22	28	34	40	177	251	591

B. 専用線ノード装置

区分	係数									
	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	50Mb/s	135Mb/s	600Mb/s
a. セカンドクラス	8	16	29	43	56	68	80	353	502	-
b. エコノミークラス	8	16	29	43	56	68	80	353	502	1,181

(3) 1Mb/s単金算定対象速度品目数

区分	速度品目数
a. 7Mb/s - 49Mb/sまで	44
b. 51Mb/s - 134Mb/sまで	85

(4) 品目別料金算定

A. セカンドクラス・タイプ1-2

ア. 0.5Mb/s - 6Mb/s・50Mb/s・135Mb/sの料金

区分		料金										備考
		0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	50Mb/s	135Mb/s		
(ア) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	の2の2-2の1の(1)のaxの 保守換算係数
(イ) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,824	3,648	6,839	10,031	13,222	15,958	19,605	109,426	183,288	の2の2-2の1の(1)のbxの の2の2-2の1の(2)のAのaxの 保守換算係数	
(ウ) 専用線ノード装置	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,444	2,889	5,236	7,763	10,110	12,277	14,443	63,731	90,631	の2の2-2の1の(1)のcxの の2の2-2の1の(2)のBのaxの 保守換算係数	
(エ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,134	2,268	4,253	6,238	8,223	9,925	12,193	68,054	113,991	の2の2-2の1の(1)のdxの の2の2-2の1の(2)のAのaxの 保守換算係数	
(オ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・月・タイプ1-2)	29	57	107	157	207	250	307	1,714	2,870	の2の2-2の1の(1)のexの の2の2-2の1の(2)のAのaxの 保守換算係数	

イ. 7Mb/s - 49Mb/s速度品目の1Mb/s毎加算額

区分		7Mb/s - 49Mb/sまでの 1Mb/s毎加算額	備考
(ア) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)		- 回線数比例の料金
(イ) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路	(円/回線・月・タイプ1-2)	2,041	(アの(イ)の - アの(イ)の) / の2の2-2の1の(3)のa
(ウ) 専用線ノード装置	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,120	(アの(ウ)の - アの(ウ)の) / の2の2-2の1の(3)のa
(エ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,270	(アの(エ)の - アの(エ)の) / の2の2-2の1の(3)のa
(オ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・月・タイプ1-2)	32	(アの(オ)の - アの(オ)の) / の2の2-2の1の(3)のa

(注) 7Mb/sから49Mb/sの料金は、アの 6Mb/sの料金に、6Mb/sを超える1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

ウ. 51Mb/s - 134Mb/s速度品目の1Mb/s毎加算額の算定

区分		51Mb/s - 134Mb/sまでの 1Mb/s毎加算額	備考
(ア) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)		- 回線数比例の料金
(イ) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路	(円/回線・月・タイプ1-2)	869	(アの(イ)の - アの(イ)の) / の2の2-2の1の(3)のb
(ウ) 専用線ノード装置	(円/回線・月・タイプ1-2)	316	(アの(ウ)の - アの(ウ)の) / の2の2-2の1の(3)のb
(エ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線・月・タイプ1-2)	540	(アの(エ)の - アの(エ)の) / の2の2-2の1の(3)のb
(オ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・月・タイプ1-2)	14	(アの(オ)の - アの(オ)の) / の2の2-2の1の(3)のb

(注) 51Mb/sから134Mb/sの料金は、アの 50Mb/sの料金に、50Mb/sを超える1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

B. エコノミークラス・タイプ1-2

ア. 0.5Mb/s - 6Mb/s・50Mb/s・135Mb/s・600Mb/sの料金

区分		料金										備考
		0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	50Mb/s	135Mb/s	600Mb/s	
(ア) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	の2の2-2の1の(1)のaxの 保守換算係数
(イ) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,824	3,648	6,383	10,031	12,766	15,502	18,238	80,701	114,441	269,461	の2の2-2の1の(1)のbxの 2の2-2の1の(2)のAのbxの 保守換算係数
(ウ) 専用線ノード装置	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,444	2,889	5,236	7,763	10,110	12,277	14,443	63,731	90,631	213,218	の2の2-2の1の(1)のcxの 2の2-2の1の(2)のBのbxの 保守換算係数
(エ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,134	2,268	3,970	6,238	7,940	9,641	11,342	50,190	71,174		の2の2-2の1の(1)のdxの 2の2-2の1の(2)のAのbxの 保守換算係数
(オ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・月・タイプ1-2)	29	57	100	157	200	243	286	1,264	1,792	4,220	の2の2-2の1の(1)のexの 2の2-2の1の(2)のAのbxの 保守換算係数

イ. 7Mb/s - 49Mb/s速度品目の1Mb/s毎加算額

区分	7Mb/s - 49Mb/sまでの 1Mb/s毎加算額	備考
(ア) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)	- 回線数比例の料金
(イ) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,420 (アの(イ)の - アの(イ)の) / の2の2-2の1の(3)のa
(ウ) 専用線ノード装置	(円/回線・月・タイプ1-2)	1,120 (アの(ウ)の - アの(ウ)の) / の2の2-2の1の(3)のa
(エ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線・月・タイプ1-2)	883 (アの(エ)の - アの(エ)の) / の2の2-2の1の(3)のa
(オ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・月・タイプ1-2)	22 (アの(オ)の - アの(オ)の) / の2の2-2の1の(3)のa

(注) 7Mb/sから49Mb/sの料金は、アの 6Mb/sの料金に、6Mb/sを超える1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

ウ. 51Mb/s - 134Mb/s速度品目の1Mb/s毎加算額

区分	51Mb/s - 134Mb/sまでの 1Mb/s毎加算額	備考
(ア) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)	- 回線数比例の料金
(イ) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路	(円/回線・月・タイプ1-2)	397 (アの(イ)の - アの(イ)の) / の2の2-2の1の(3)のb
(ウ) 専用線ノード装置	(円/回線・月・タイプ1-2)	316 (アの(ウ)の - アの(ウ)の) / の2の2-2の1の(3)のb
(エ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線・月・タイプ1-2)	247 (アの(エ)の - アの(エ)の) / の2の2-2の1の(3)のb
(オ) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・月・タイプ1-2)	6 (アの(オ)の - アの(オ)の) / の2の2-2の1の(3)のb

(注) 51Mb/sから134Mb/sの料金は、アの 50Mb/sの料金に、50Mb/sを超える1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

2. 第2種ATM専用

・「上り」で伝送速度を保证するもの

(1) サービス区別料金

区分	料金	備考
a. 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・97'1)	71,157 の2の のc
b. 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	(円/回線(64kb/s)・月・97'1)	447 の2の のb
c. 専用線ノード装置	(円/回線(64kb/s)・月・97'1)	177 の2の のd
d. 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線比例	(円/回線(64kb/s)・月・97'1)	278 の2の のc
e. 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km(64kb/s)・月・97'1)	7 の2の のd
f. 専用回線管理運営費	(円/回線・月)	453 の2の のe

(2) 速度換算係数(専用回線1回線における1伝送方向)

A. 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路

区分	係数										
	0.2Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s	9Mb/s
a. エコノミークラス	0.80	2.00	4.00	7.00	11.00	14.00	17.00	20.50	22.00	23.50	25.50

B. 専用線ノード装置

区分	係数										
	0.2Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s	9Mb/s
a. エコノミークラス	1.60	4.00	8.00	14.50	21.50	28.50	34.00	40.50	44.00	47.00	51.00

(3) 0.1Mb/s単金算定対象速度品目数

区分	速度品目数
a. 0.3Mb/s～0.4Mb/sまで	3
b. 0.6Mb/s～0.9Mb/sまで	5

(4) 品目別料金算定

A. エコノミークラス・タイプ1-2

ア. 0.2Mb/s, 0.5Mb/s, 1Mb/s, 2Mb/s, 3Mb/s, 4Mb/s, 5Mb/s, 6Mb/s, 7Mb/s, 8Mb/s, 9Mb/sの専用回線1回線における1伝送方向ごとの料金

区分		料金										備考	
		0.2Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s		9Mb/s
(7) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	72,580	2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(1)のaxの保守換算係数
(4) 専用加入者線装置モジュール~専用線ノード装置伝送路	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	365	912	1,824	3,192	5,015	6,383	7,751	9,347	10,031	10,715	11,626	2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(1)のbxの2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(2)のAのaxの保守換算係数
(9) 専用線ノード装置	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	289	722	1,444	2,618	3,882	5,145	6,138	7,312	7,944	8,485	9,208	2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(1)のcxの2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(2)のBのaxの保守換算係数
(1) 専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置~相互接続点伝送路・回線比例	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	227	567	1,134	1,985	3,119	3,970	4,821	5,813	6,238	6,664	7,231	2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(1)のdxの2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(2)のAのaxの保守換算係数
(4) 専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置~相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・伝送方向・月・タイプ1-2)	6	14	29	50	79	100	121	146	157	168	182	2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(1)のbxの2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(2)のAのaxの保守換算係数

イ. 0.3Mb/s~0.4Mb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.1Mb/s毎加算額

区分		0.3Mb/s~0.4Mb/sまでの0.1Mb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)	-	回線数比例の料金
(4) 専用加入者線装置モジュール~専用線ノード装置伝送路	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	182	(アの(4)の -アの(4)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のa
(9) 専用線ノード装置	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	144	(アの(9)の -アの(9)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のa
(1) 専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置~相互接続点伝送路・回線比例	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	113	(アの(1)の -アの(1)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のa
(4) 専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置~相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・伝送方向・月・タイプ1-2)	3	(アの(4)の -アの(4)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のa

(注) 0.3Mb/sから0.4Mb/sの料金は、アの 0.2Mb/sの料金に、0.2Mb/sを超える0.1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

ウ. 0.6Mb/s~0.9Mb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.1Mb/s毎加算額

区分		0.6Mb/s~0.9Mb/sまでの0.1Mb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール	(円/回線・月・タイプ1-2)	-	回線数比例の料金
(4) 専用加入者線装置モジュール~専用線ノード装置伝送路	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	182	(アの(4)の -アの(4)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のb
(9) 専用線ノード装置	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	144	(アの(9)の -アの(9)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のb
(1) 専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置~相互接続点伝送路・回線比例	(円/伝送方向・月・タイプ1-2)	113	(アの(1)の -アの(1)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のb
(4) 専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置~相互接続点伝送路・回線距離比例	(円/km・伝送方向・月・タイプ1-2)	3	(アの(4)の -アの(4)の) / 2の2-2の2の「上り」で伝送速度を保证するものの(3)のb

(注) 0.6Mb/sから0.9Mb/sの料金は、アの 0.5Mb/sの料金に、0.5Mb/sを超える0.1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

・「下り」で伝送速度を保证するもの

(1) サービス区分別料金

区分	料金	備考
a. 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路 (円/回線(64kb/s)・月・9ヶ月1)	447	の2のd
b. 専用線ノード装置 (円/回線(64kb/s)・月・9ヶ月1)	177	の2のd
c. 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例 (円/回線(64kb/s)・月・9ヶ月1)	278	の2のc
d. 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km(64kb/s)・月・9ヶ月1)	7	の2のd

(2) 速度換算係数(専用回線1回線における1伝送方向)

A. 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路

区分	係数										
	0.2Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s	9Mb/s
a. エコノミークラス	0.80	2.00	4.00	7.00	11.00	14.00	17.00	20.50	22.00	23.50	25.50

B. 専用線ノード装置

区分	係数										
	0.2Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s	9Mb/s
a. エコノミークラス	1.60	4.00	8.00	14.50	21.50	28.50	34.00	40.50	44.00	47.00	51.00

(3) 0.1Mb/s単金算定対象速度品目数

区分	速度品目数
a. 0.3Mb/s - 0.4Mb/sまで	3
b. 0.6Mb/s - 0.9Mb/sまで	5

(4) 品目別料金算定

A. エコノミークラス・タイプ1-2

ア. 0.21lb/s, 0.51lb/s, 11lb/s, 21lb/s, 31lb/s, 41lb/s, 51lb/s, 61lb/s, 71lb/s, 81lb/s, 91lb/sの専用回線1回線における1伝送方向ごとの料金

区分	料金	料金											備考
		0.21lb/s	0.51lb/s	11lb/s	21lb/s	31lb/s	41lb/s	51lb/s	61lb/s	71lb/s	81lb/s	91lb/s	
(7) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)		365	912	1,824	3,192	5,015	6,383	7,751	9,347	10,031	10,715	11,626	の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(1)のa× の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(2)のAのa× の保守換算係数
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)		289	722	1,444	2,618	3,882	5,145	6,138	7,312	7,944	8,485	9,208	の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(1)のb× の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(2)のBのa× の保守換算係数
(9) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)		227	567	1,134	1,985	3,119	3,970	4,821	5,813	6,238	6,664	7,231	の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(1)のc× の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(2)のAのa× の保守換算係数
(1) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)		6	14	29	50	79	100	121	146	157	168	182	の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(1)のd× の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(2)のAのa× の保守換算係数

イ. 0.31lb/s-0.41lb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.11lb/s毎加算額

区分	0.31lb/s-0.41lb/sまでの0.11lb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	182	(アの(7)の -アの(7)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のa
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	144	(アの(4)の -アの(4)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のa
(9) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	113	(アの(9)の -アの(9)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のa
(1) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	3	(アの(1)の -アの(1)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のa

(注) 0.31lb/sから0.41lb/sの料金は、アの 0.21lb/sの料金に、0.21lb/sを超える0.11lb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

ウ. 0.61lb/s-0.91lb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.11lb/s毎加算額

区分	0.61lb/s-0.91lb/sまでの0.11lb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	182	(アの(7)の -アの(7)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のb
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	144	(アの(4)の -アの(4)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のb
(9) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	113	(アの(9)の -アの(9)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のb
(1) 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	3	(アの(1)の -アの(1)の) / の2の2-2の2の「下り」で伝送速度を保证するものの(3)のb

(注) 0.61lb/sから0.91lb/sの料金は、アの 0.51lb/sの料金に、0.51lb/sを超える0.11lb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

・「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないもの

(1) サービス区分別料金

区分	料金	備考
a. 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路 (円/回線(64kb/s)・月・947'1)	447	の2のd
b. 専用線ノード装置 (円/回線(64kb/s)・月・947'1)	177	の2のd
c. 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線比例 (円/回線(64kb/s)・月・947'1)	278	の2のc
d. 専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km(64kb/s)・月・947'1)	7	の2のd

(2) 速度換算係数(専用回線1回線における1伝送方向)

A. 専用加入者線装置モジュール-専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置-専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置-相互接続点伝送路

区分	係数											
	0.1Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s	8.1Mb/s	9Mb/s
a. エコノミークラス	0.31	1.55	3.10	5.43	8.53	10.85	13.18	15.89	17.05	18.21	18.37	19.76

B. 専用線ノード装置

区分	係数											
	0.1Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s	8.1Mb/s	9Mb/s
a. エコノミークラス	0.62	3.10	6.20	11.24	16.66	22.09	26.35	31.39	34.10	36.43	36.74	39.53

(3) 0.1Mb/s単金算定対象速度品目数

区分	速度品目数
a. 0.2Mb/s - 0.4Mb/sまで	4
b. 0.6Mb/s - 0.9Mb/sまで	5
c. 1.1Mb/s - 1.9Mb/sまで	10
d. 2.1Mb/s - 2.9Mb/sまで	10
e. 3.1Mb/s - 3.9Mb/sまで	10
f. 4.1Mb/s - 4.9Mb/sまで	10
g. 5.1Mb/s - 5.9Mb/sまで	10
h. 6.1Mb/s - 6.9Mb/sまで	10
i. 7.1Mb/s - 7.9Mb/sまで	10

(4) 品目別料金算定

A. エコノミークラス・タイプ1-2

ア. 0.1Mb/s, 0.5Mb/s, 1Mb/s, 2Mb/s, 3Mb/s, 4Mb/s, 5Mb/s, 6Mb/s, 7Mb/s, 8Mb/s, 8.1Mb/s, 9Mb/sの専用回線1回線における1伝送方向ごとの料金

区分	料金											備考	
	0.1Mb/s	0.5Mb/s	1Mb/s	2Mb/s	3Mb/s	4Mb/s	5Mb/s	6Mb/s	7Mb/s	8Mb/s	8.1Mb/s		9Mb/s
(7) 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	141	707	1,413	2,476	3,889	4,947	6,009	7,245	7,774	8,303	8,376	9,009	の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(1)のaxの2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(2)のAのaxの保守換算係数
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	112	560	1,119	2,029	3,008	3,988	4,757	5,667	6,156	6,577	6,633	7,137	の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(1)のbxの2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(2)のBのaxの保守換算係数
(9) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	88	440	879	1,540	2,419	3,077	3,737	4,506	4,835	5,164	5,209	5,603	の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(1)のcxの2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(2)のAのaxの保守換算係数
(1) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	2	11	22	39	61	77	94	113	122	130	131	141	の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(1)のdxの2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(2)のAのaxの保守換算係数

イ. 0.2Mb/s～0.5Mb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.1Mb/s毎加算額

区分	0.2Mb/s～0.5Mb/sまでの0.1Mb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	142	(アの(7)の -アの(7)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のa
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	112	(アの(4)の -アの(4)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のa
(9) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	88	(アの(9)の -アの(9)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のa
(1) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	2	(アの(1)の -アの(1)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のa

(注) 0.2Mb/sから0.4Mb/sの料金は、アの 0.1Mb/sの料金を、0.1Mb/sを超える0.1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

ウ. 0.6Mb/s～0.8Mb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.1Mb/s毎加算額

区分	0.6Mb/s～0.8Mb/sまでの0.1Mb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	141	(アの(7)の -アの(7)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のb
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	112	(アの(4)の -アの(4)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のb
(9) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	88	(アの(9)の -アの(9)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のb
(1) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	2	(アの(1)の -アの(1)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のb

(注) 0.6Mb/sから0.8Mb/sの料金は、アの 0.5Mb/sの料金を、0.5Mb/sを超える0.1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

エ. 1.1Mb/s～1.8Mb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.1Mb/s毎加算額

区分	1.1Mb/s～1.8Mb/sまでの0.1Mb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	106	(アの(7)の -アの(7)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のc
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	91	(アの(4)の -アの(4)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のc
(9) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	66	(アの(9)の -アの(9)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のc
(1) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	2	(アの(1)の -アの(1)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のc

(注) 1.1Mb/sから1.8Mb/sの料金は、アの 1Mb/sの料金を、1Mb/sを超える0.1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

オ. 2.1Mb/s～2.7Mb/s速度品目の専用回線1回線における1伝送方向ごとの0.1Mb/s毎加算額

区分	2.1Mb/s～2.7Mb/sまでの0.1Mb/s毎加算額	備考
(7) 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	141	(アの(7)の -アの(7)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のd
(4) 専用線ノード装置 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	98	(アの(4)の -アの(4)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のd
(9) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線比例 (円/伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	88	(アの(9)の -アの(9)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のd
(1) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路・回線距離比例 (円/km・伝送方向・月・ﾀｲﾌﾟ1-2)	2	(アの(1)の -アの(1)の) / の2の2-2の2の「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないものの(3)のd

(注) 2.1Mb/sから2.7Mb/sの料金は、アの 2Mb/sの料金を、2Mb/sを超える0.1Mb/sごとに、上記加算額を加算することにより算出。

2-3. 通信路設定伝送機能適用料金額の設定

1. ATM専用以外

区分	課金単位	専用回線管理 運営費	主配線盤～専 用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール～ 専用線ノード 装置	専用線ノード 装置	専用線ノード装置～相互接続点伝送路		
		1契約	1回線 (64kb/s)	1回線	1回線 (64kb/s)	1回線 (64kb/s)	接続装置	回線比例料金	回線距離比例 料金
適用対象	(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合							-	-
	(2) (1) 以外の場合								

【料金額の設定方法】

A. 基本料

(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $(\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数})$

(2) (1) 以外の場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $(\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) \times 5 (\text{km})$

B. 加算料

(a) Aの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $(\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) \times 10 (\text{km})$

(b) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $(\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数})$

C. 分岐回線の部分の基本額

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $(\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数}) + (\times \text{速度換算係数} \times \text{保守換算係数})$

(注) 1. 速度換算係数・保守換算係数については、の2の2-1の(2)の各品目の速度換算係数及び、の保守換算係数を適用。

2. 上記区別ごとに(単位料金×保守換算係数)、(単位料金×速度換算係数)又は(単位料金×速度換算係数×保守換算係数)を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数の1円単位未満第1位を四捨五入。

2. 第1種ATM専用

・第1種ATM専用 600Mb/s以外

区分	課金単位	専用回線管理 運営費	主配線盤～専 用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール～ 専用線ノード 装置	専用線ノード 装置	専用線ノード装置～相互接続点伝送路		
		1契約	1回線 (各品目)	1回線	1回線 (各品目)	1回線 (各品目)	接続装置	回線比例料金	回線距離比例 料金
適用対象	(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		-		(注1)	(注2)		-	-
	(2) (1) 以外の場合		-					(注3)	(注4)

【料金額の設定方法】

A. 基本料

(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $+ + +$

(2) (1) 以外の場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $+ + + + (\times 5 (\text{km}))$

B. 加算料

(a) Aの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの： $\times 10 (\text{km})$

(b) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの：
- の速度品目別料金は、「2-2. ATM専用サービスの通信路設定伝送機能における速度別料金の算定」を適用。

(注) 1. 2. 3. 4) 7Mb/s～49Mb/s又は51Mb/s～134Mb/s間の速度品目の料金額については、上記により設定した6Mb/s又は50Mb/sの場合に適用される料金額(基本料及び加算料)に、上記により設定した6Mb/s又は50Mb/sを超える1Mb/s毎加算額(基本料及び加算料)を加算し設定。

・第1種A T M専用 600Mb/s

区 分	専用回線管理 運営費	主配線盤～専 用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール～ 専用線ノード装 置	専用線ノード 装置	専用線ノード装置～相互接続点伝送路		
						接続装置	回線比例料金	回線距離比例 料金
課金単位	1契約	1回線 (各品目)	1回線	1回線 (各品目)	1回線 (各品目)	1回線 (各品目)	1回線 (各品目)	1km (各品目)
適用対象	(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	-	-	-	-	-	-	-
	(2) (1) 以外の場合	-	-	-	-	-	-	-

【料金額の設定方法】

A. 基本料

(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの : + + +

(2) (1) 以外の場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの : + + + + (x5 (km))

B. 加算料

(a) Aの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの : x10 (km)

(b) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの :

～ の料金は、「2-2.A T M専用サービスの通信路設定伝送機能における速度別料金の算定」を適用。

3. 第2種A T M専用

・「上り」で伝送速度を保证するもの

専用回線1回線における1伝送方向あたり料金

区 分	専用回線管理 運営費	主配線盤～専 用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール～ 専用線ノード装 置	専用線ノード 装置	専用線ノード装置～相互接続点伝送路		
						接続装置	回線比例料金	回線距離比例 料金
課金単位	1契約	1回線 (各品目)	1回線	1方向 (各品目)	1方向 (各品目)	1方向 (各品目)	1方向 (各品目)	1km 方向 (各品目)
適用対象	(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	-	-	(注1)	(注2)	-	(注3)	(注4)
	(2) (1) 以外の場合	-	-	-	-	-	-	-

【料金額の設定方法】

A. 基本料

(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの : + + +

(2) (1) 以外の場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの : + + + + (x5 (km))

B. 加算料

(a) Aの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの : x10 (km)

(b) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの :

～ の速度品目別料金は、「2-2.A T M専用サービスの通信路設定伝送機能における速度別料金の算定」を適用。

(注1. 2. 3. 4) 0.3Mb/s～0.4Mb/s又は0.6Mb/s～0.9Mb/s間の速度品目の料金額については、上記により設定した0.2Mb/s又は0.5Mb/sの場合に適用される料金額(基本料及び加算料)に、上記により設定した0.2Mb/s又は0.5Mb/sを超える0.1Mb/s毎加算額(基本料及び加算料)を加算し設定。

・「下り」で伝送速度を保証するもの

専用回線 1 回線における 1 伝送方向あたり料金

区 分	専用回線管理 運営費	主配線盤～専 用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール～ 専用線ノード装 置	専用線ノード 装置	専用線ノード装置～相互接続点伝送路		
						接続装置	回線比例料金	回線距離比例料金
課金単位	1 契約	1 回線 (各品目)	1 回線	1 方向 (各品目)	1 方向 (各品目)	1 方向 (各品目)	1 方向 (各品目)	1 km 方向 (各品目)
適用対象	(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	-	-	-	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)
	(2) (1) 以外の場合	-	-	-				

【料金額の設定方法】

A. 基本料

(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： +

(2) (1) 以外の場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： + + + (x5 (km))

B. 加算料

(a) Aの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの： x10 (km)

(b) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの：

～ の速度品目別料金は、「2-2. ATM専用サービスの通信路設定伝送機能における速度別料金の算定」を適用。

(注1. 2. 3. 4) 0.3Mb/s～0.4Mb/s又は0.6Mb/s～0.9Mb/s間の速度品目の料金額については、上記により設定した0.2Mb/s又は0.5Mb/sの場合に適用される料金額（基本料及び加算料）に、上記により設定した0.2Mb/s又は0.5Mb/sを超える0.1Mb/s毎加算額（基本料及び加算料）を加算し設定。

・「上り」又は「下り」で伝送速度を保証しないもの

専用回線 1 回線における 1 伝送方向あたり料金

区 分	専用回線管理 運営費	主配線盤～専 用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール	専用加入者線装 置モジュール～ 専用線ノード装 置	専用線ノード 装置	専用線ノード装置～相互接続点伝送路		
						接続装置	回線比例料金	回線距離比例料金
課金単位	1 契約	1 回線 (各品目)	1 回線	1 方向 (各品目)	1 方向 (各品目)	1 方向 (各品目)	1 方向 (各品目)	1 km 方向 (各品目)
適用対象	(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	-	-	-	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)
	(2) (1) 以外の場合	-	-	-				

【料金額の設定方法】

A. 基本料

(1) 通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： +

(2) (1) 以外の場合

・保守の区別がタイプ1-2のもの： + + + (x5 (km))

B. 加算料

(a) Aの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの： x10 (km)

(b) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料

・保守の区別がタイプ1-2のもの：

～ の速度品目別料金は、「2-2. ATM専用サービスの通信路設定伝送機能における速度別料金の算定」を適用。

(注1. 2. 3. 4) 0.2Mb/s～0.4Mb/s、0.6Mb/s～0.8Mb/s、1.1Mb/s～1.8Mb/s、2.1Mb/s～2.7Mb/s、3.1Mb/s～3.6Mb/s、4.1Mb/s～4.5Mb/s、5.1Mb/s～5.4Mb/s、6.1Mb/s～6.3Mb/s、又は7.1Mb/s～7.2Mb/s間の速度品目の料金額については、上記により設定した0.1Mb/s、0.5Mb/s、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、6Mb/s、又は7Mb/sの場合に適用される料金額（基本料及び加算料）に、上記により設定した0.1Mb/s、0.5Mb/s、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、6Mb/s、又は7Mb/sを超える0.1Mb/s毎加算額（基本料及び加算料）を加算し設定。

3. 公衆電話機能

公衆電話発信機能

A. 電話機等コスト

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	8,406	の3の (2)の のAのa
b. 通信時間(千時間)	8,256	の3の (2)の のAのb
c. 1秒あたり (円/秒)	0.2885	a ÷ b × の保守換算係数

B. 端末回線コスト

区分	コスト等	備考	
a. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,256	1の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第11項の表中第5欄で接続する場合)の端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のものの(イ)保守の区別がタイプ1-2のもの	
b. 加算料	262	の3の (2)の のBのb	
公衆電話	c. 回線数(回線)	171,855	の3の (2)の のBのc
	d. 通信時間(千時間)	8,256	の3の (2)の のBのd
	e. 1回線あたり通信時間(時間)	48	d ÷ c
f. 1秒あたり(円/秒)	0.1054	(a+b) × 12ヵ月 ÷ e	

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト

ア. 加入者線収容部

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	69,591	の3の (2)の のCのアのa
b. 加入者交換機能の原価への加算額	55,672	a × 4/5
	13,919	a - b
d. 回線数(回線)	25,824,689	の3の (2)の のCのアのd
e. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	46	c ÷ d ÷ 12ヵ月 × の保守換算係数

イ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもの

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	72,404	の3の (2)の のCのイのa
b. 加入者交換機能の原価への加算額	57,923	a × 4/5
	14,481	a - b
d. 回線数(回線)	30,245,873	の3の (2)の のCのイのd
e. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	40	c ÷ d ÷ 12ヵ月

ウ. 1秒当りコストの算定

区分	コスト等	備考	
a. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	86	b + c	
b. 加入者線収容部コスト	46	アのeより	
	40	イのeより	
	171,855	の3の (2)の のCのウのd	
公衆電話	e. 通信時間(千時間)	8,256	の3の (2)の のCのウのe
	f. 1回線あたり通信時間(時間)	48	e ÷ d
	g. 1秒あたり(円/秒)	0.0060	a × 12ヵ月 ÷ f

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 電話機等コスト(円/秒)	0.2885	Aのcより
b. 端末回線コスト(円/秒)	0.1054	Bのfより
c. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト(円/秒)	0.0060	Cのウのgより
d. 料金(円/秒)	0.3999	a + b + c

A. 電話機等コスト

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	6,495	の3の(2)ののAのa
b. 通信時間(千時間)	5,006	の3の(2)ののAのb
c. 1秒あたり(円/秒)	0.3676	a ÷ b × の保守換算係数

B. 端末回線コスト

a. 端末回線部分

区分	コスト等	備考	
ア. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,256	1の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	
イ. 加算料	262	の3の(2)ののBのaのイ	
デッドパブリック 公衆電話	ウ. 回線数(回線)	74,637	の3の(2)ののBのaのウ
エ. 通信時間(千時間)	5,006	の3の(2)ののBのaのエ	
オ. 1回線あたり通信時間(時間)	67	エ ÷ ウ	
カ. 1秒あたり(円/秒)	0.0755	(ア+イ) × 12ヵ月 ÷ オ	

b. OCU部分

区分	コスト等	備考	
ア. 1回線あたり(円/回線・月)	200	の1の(3)の × の保守換算係数	
デッドパブリック 公衆電話	イ. 回線数(回線)	71,009	の3の(2)ののBのbのイ
ウ. 通信時間(千時間)	5,006	の3の(2)ののBのbのウ	
エ. 1回線あたり通信時間(時間)	70	ウ ÷ イ	
オ. 1秒あたり(円/秒)	0.0095	ア × 12ヵ月 ÷ エ	

c. 合計

区分	コスト等	備考
ア. 端末回線部分(円/秒)	0.0755	aのカより
イ. OCU部分(円/秒)	0.0095	bのオより
ウ. 合計(円/秒)	0.0850	ア + イ

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト

区分	コスト等	備考	
a. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	40		
加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコスト	40	のCのイのeより	
公衆電話	b. 回線数(回線)	71,009	の3の(2)ののCのb
c. 通信時間(千時間)	5,006	の3の(2)ののCのc	
d. 1回線あたり通信時間(時間)	70	c ÷ b	
e. 1秒あたり(円/秒)	0.0019	a × 12ヵ月 ÷ d	

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 電話機等コスト(円/秒)	0.3676	Aのcより
b. 端末回線コスト(円/秒)	0.0850	Bのcのウより
c. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト(円/秒)	0.0019	Cのeより
d. 料金(円/秒)	0.4545	a + b + c

・料金の設定に使用した保守換算係数

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2のもの	1.02	現行接続料の保守換算係数の算定に用いた故障修理稼働等のデータをもとに算定

・保守換算係数の算定

専用線サービスにおける総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a.タイプ1-1(平日・昼間帯)	0.468
b.タイプ2(全日・全時間帯)	1.048
c.(再)タイプ1-2(全日・昼間帯)	0.603
d.平均	1.000

専用線コストの内訳 (%)

区分	比率
a.故障修理関連コストの割合	10.5
b.その他のコストの割合	89.5
c.計	100.0

タイプ1-2の保守換算係数の算定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2(全日・昼間帯)	1.02	$(a \times c + b) / (a \times a + b)$

・料金の設定に使用した単金

1. 端末回線伝送機能

(1) 網使用料算定根拠 < 平成18年3月31日認可 > (長期増分費用方式によるPHS基地局回線接続料算定根拠) より引用

区分	コスト等	備考
加入者回線	1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,190 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の(2)料金の設定のB.より
主配線盤	1回線あたりコスト(円/回線・月)	14 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の(2)料金の設定のC.より
OCU	1回線あたりコスト(円/回線・月)	313 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の(2)料金の設定のD.より

(2) 網使用料算定根拠 < 平成18年3月3日認可(補正申請) > (実際費用方式による平成17年度接続料算定根拠) より引用

区分	コスト等	備考
メタル設備のみを用いる加入者回線	1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1)・月))	1,209 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のB.加入者回線のより
上記以外のメタル加入者回線	1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1)・月))	1,200 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のB.加入者回線のより
メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1)・月))	32 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のC.主配線盤のより
上記以外のメタル主配線盤	1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1)・月))	31 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のC.主配線盤のより
第2グループ回線に加算する加算額	1回線あたりコスト(円/回線・月)	643 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のD.第2グループ回線に加算する加算額のより
スプリッタ(DSL)	1回線あたりコスト(円/回線・月)	59 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のE.より

(3) 網使用料算定根拠 < 平成18年3月3日認可 > (実際費用方式による平成17年度接続料算定根拠) より引用

区分	コスト等	備考
OCU(光)	1回線あたりコスト(円/回線(2芯・月))	3,812 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のC.より
OCU(メタル)	1回線あたりコスト(円/回線(2線式・月))	196 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のC.より
ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路	1回線あたりコスト(円/回線・月)	3,378 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のE.より
ISM折返し接続機能(128kb/s)局内伝送路	1回線あたりコスト(円/回線・月)	165 .原価の算定及び料金の設定の1. 端末回線伝送機能の(2)料金の設定のF.より

(4) 網使用料算定根拠 < 平成16年2月17日認可 > (光信号主端末回線接続料算定根拠) より引用

区分	コスト等	備考
光信号主端末回線	a. 加入者回線(局舎-引込分岐点間)(円・月)	3,884 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の(2)料金の設定の 加算料・2-1-1-1第2欄に規定する加算料のイ 光信号主端末回線の追加に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組合わせて利用するものの 以外のもの(ア) a. 光信号主端末回線より
	b. 主配線盤(円・月)	76
	c. 計(円・月)	3,960 a+b
加算料(局舎-引込分岐点間)	1光信号主端末回線あたり(円・月)	404 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の(2)料金の設定の 加算料・2-1-1-1第2欄に規定する加算料のイ 光信号主端末回線の追加に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組合わせて利用するものの 以外のもの(イ)より
局外スプリッタ(8分岐のもの)	1光信号主端末回線あたり(円・月)	623 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の(2)料金の設定の 加算料・2-1-1-1第2欄に規定する加算料のイ 光信号主端末回線の追加に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組合わせて利用するものの 以外のもの(イ)より
局外スプリッタ(4分岐のもの)	1光信号主端末回線あたり(円・月)	530 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の(2)料金の設定の 加算料・2-1-1-1第2欄に規定する加算料のイ 光信号主端末回線の追加に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組合わせて利用するものの 保守の区別がタイプ1のものより

(5) 網使用料算定根拠 < 平成13年8月31日認可 > (光信号主端末回線接続料算定根拠) より引用

区分	コスト等	備考
加入者回線	1芯あたりコスト(円/芯・月)	4,527 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の1. 光信号主端末回線伝送機能の(2)料金の設定のB.料金の設定 基本料のA.より
主配線盤	1芯あたりコスト(円/芯・月)	76 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の1. 光信号主端末回線伝送機能の(2)料金の設定のB.料金の設定 基本料のB.より
計	1芯あたりコスト(円/芯・月)	4,603 +
加算料	1芯あたりコスト(円/芯・月)	471 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能の1. 光信号主端末回線伝送機能の(2)料金の設定のB.料金の設定 加算料より

(6) 網使用料算定根拠 < 平成16年10月25日認可 > (固定基地局無線伝送路接続料算定根拠) より引用

区分	コスト等	備考
固定無線基地局	1固定無線基地局伝送路あたり(円・月)	9,330 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能及び端末回線により伝送を行なう機能の(2)料金の設定のB.加算料のA.より
光信号電気信号変換装置(非集線型)	1固定無線基地局伝送路あたり(円・月)	1,531 .原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能及び端末回線により伝送を行なう機能の(2)料金の設定のB.加算料のA.より

2. 通信路設定伝送機能

・ 網使用料算定根拠 <平成18年3月3日認可> (実際費用方式による平成17年度接続料算定根拠) より引用

専用加入者線装置モジュール

区分	コスト等	備考
a. 一般専用・無線専用(50bb/s及びAM-FM放送を除く)及び高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/sを除く)以下 (円/回線・月・タイプ1)	3,315	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-1.専用加入者線装置モジュールの(2)料金の設定の一般専用・無線専用(50b/s及びAM-FM放送を除く)及び高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より
b. 高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)	6,849	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-1.専用加入者線装置モジュールの(2)料金の設定の高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より
c. ATM専用	71,157	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-1.専用加入者線装置モジュールの(2)料金の設定のATM専用より
d. 主配線盤 - 専用加入者線装置モジュール	22	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-1.専用加入者線装置モジュールの(2)料金の設定の主配線盤 - 専用加入者線装置モジュールより
e. 専用回線管理運営費	453	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-1.専用加入者線装置モジュールの(2)料金の設定の専用回線管理運営費より

専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路

区分	コスト等	備考
a. 一般専用・無線専用(50b/sを除く)、高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より	845	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-2.専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路の(2)料金の設定の一般専用・無線専用(50b/sを除く)、高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より
b. 高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)、超高速品目及びATM専用	447	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-2.専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路の(2)料金の設定の高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)、超高速品目及びATM専用より

専用線ノード装置

区分	コスト等	備考
a. 一般専用・無線専用(50b/s及びAM-FM放送を除く)及び高速データ伝送・高速品目(1.5Mb/s、6.0Mb/s以下)を除外し、より	609	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-3.専用線ノード装置の(2)料金の設定の一般専用・無線専用(50b/sを除く)及び高速データ伝送・高速品目(1.5Mb/s、6.0Mb/s以下)を除外し、より
b. 高速データ伝送・高速品目(1.5Mb/s以下)	450	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-3.専用線ノード装置の(2)料金の設定の高速データ伝送・高速品目(1.5Mb/s以下)を除外し、より
c. 高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)	514	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-3.専用線ノード装置の(2)料金の設定の高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より
d. ATM専用	177	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-3.専用線ノード装置の(2)料金の設定のATM専用より

専用ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路

区分	コスト等	備考
a. 一般専用・無線専用(50b/sを除く)、高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より(ア)回線比例分	467	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-4.専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路の(2)料金の設定の一般専用・無線専用(50b/sを除く)、高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より(ア)回線比例分より
b. 一般専用・無線専用(50b/sを除く)、高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より(イ)回線距離比例分	11	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-4.専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路の(2)料金の設定の一般専用・無線専用(50b/sを除く)、高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)を除外し、より(イ)回線距離比例分より
c. 高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)、超高速品目及びATM専用の(ア)回線比例分	278	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-4.専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路の(2)料金の設定の高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)、超高速品目及びATM専用の(ア)回線比例分より
d. 高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)、超高速品目及びATM専用の(イ)回線距離比例分	7	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-4.専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路の(2)料金の設定の高速データ伝送・高速品目(6.0Mb/s以下)、超高速品目及びATM専用の(イ)回線距離比例分より
e. 接続装置	156	原価の算定及び料金の設定の通信路設定伝送機能の5-4.専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路の(2)料金の設定の接続装置より

3. 公衆電話機能

・網使用料算定根拠<平成18年3月3日認可>(実際費用方式による平成17年度接続料算定根拠)より引用

.原価の算定及び料金の設定

(2) 料金の設定

公衆電話発信機能

A. 電話機等コスト

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	8,406	(1)の 公衆電話設備より
b. 通信時間(千時間)	8,256	.料金設定に使用したトックより
c. 1秒あたり(円/秒)	0.2828	a ÷ b

B. 端末回線コスト

区分	コスト等	備考
a. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,231	1の(2)のKの 基本料の「端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能の「2線式のものの(ア)保守の区別がタイプ1のもの」より
b. 加算料	262	1の(2)のKの 加算料の「2線式」より
公衆電話		
c. 回線数(回線)	171,855	.料金設定に使用した回線数の1の(57)より
d. 通信時間(千時間)	8,256	.料金設定に使用したトックより
e. 1回線あたり通信時間(時間)	48	d ÷ c
f. 1秒あたり(円/秒)	0.1037	(a+b) × 12ヵ月 ÷ e

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト

ア. 加入者線収容部

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	69,591	3の(1)の 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの加入者線収容部より
b. 加入者交換機能の原価への加算額	55,672	a × 4/5
c. 上記以外	13,919	a - b
d. 回線数(回線)	25,824,689	.料金設定に使用した回線数の1の(60)より
e. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	45	c ÷ d ÷ 12ヵ月

イ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもの

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	72,404	3の(1)の 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの上記以外の電気信号の伝送に係るものより
b. 加入者交換機能の原価への加算額	57,923	a × 4/5
c. 上記以外	14,481	a - b
d. 回線数(回線)	30,245,873	.料金設定に使用した回線数の1の(62)より
e. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	40	c ÷ d ÷ 12ヵ月

ウ. 1秒当りコストの算定

区分	コスト等	備考
a. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	85	b + c
b. 加入者線収容部コスト	45	アの e より
c. 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコスト	40	イの e より
公衆電話		
d. 回線数(回線)	171,855	.料金設定に使用した回線数の1の(57)より
e. 通信時間(千時間)	8,256	.料金設定に使用したトックより
f. 1回線あたり通信時間(時間)	48	e ÷ d
g. 1秒あたり(円/秒)	0.0059	a × 12ヵ月 ÷ f

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 電話機等コスト(円/秒)	0.2828	Aの c より
b. 端末回線コスト(円/秒)	0.1037	Bの f より
c. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト(円/秒)	0.0059	Cのウの g より
d. 料金(円/秒)	0.3924	a + b + c

デｲﾝｸﾞ外公衆電話発信機能

A. 電話機等コスト

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	6,495	(1)のデｲﾝｸﾞ外公衆電話設備より
b. 通信時間(千時間)	5,006	.料金設定に使用したトｯｸより
c. 1秒あたり(円/秒)	0.3604	a ÷ b

B. 端末回線コスト

a. 端末回線部分

区分	コスト等	備考	
ア. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,231	1の(2)のKの 基本料の「端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能の「2線式のものの(ア)保守の区別がタイプ1のもの」より	
イ. 加算料	262	1の(2)のKの 加算料の「2線式」より	
デｲﾝｸﾞ外 公衆電話	ウ. 回線数(回線)	74,637	.料金設定に使用した回線数の1の(58)より
	エ. 通信時間(千時間)	5,006	.料金設定に使用したトｯｸより
	オ. 1回線あたり通信時間(時間)	67	エ ÷ ウ
カ. 1秒あたり(円/秒)	0.0743	(ア+イ) × 12ヵ月 ÷ オ	

b. OCU部分

区分	コスト等	備考	
ア. 1回線あたり(円/回線・月)	196	1の(2)のCのc「メタル」より	
デｲﾝｸﾞ外 公衆電話	イ. 回線数(回線)	71,009	.料金設定に使用した回線数の1の(42)より
	ウ. 通信時間(千時間)	5,006	.料金設定に使用したトｯｸより
	エ. 1回線あたり通信時間(時間)	70	ウ ÷ イ
オ. 1秒あたり(円/秒)	0.0093	ア × 12ヵ月 ÷ エ	

c. 合計

区分	コスト等	備考
ア. 端末回線部分(円/秒)	0.0743	aのカより
イ. OCU部分(円/秒)	0.0093	bのオより
ウ. 合計(円/秒)	0.0836	ア + イ

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト

区分	コスト等	備考	
a. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	40		
	加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコスト	40	のCのイのeより
公衆電話	b. 回線数(回線)	71,009	.料金設定に使用した回線数の1の(42)より
	c. 通信時間(千時間)	5,006	.料金設定に使用したトｯｸより
	d. 1回線あたり通信時間(時間)	70	c ÷ b
e. 1秒あたり(円/秒)	0.0019	a × 12ヵ月 ÷ d	

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 電話機等コスト(円/秒)	0.3604	Aのcより
b. 端末回線コスト(円/秒)	0.0836	Bのcのウより
c. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト(円/秒)	0.0019	Cのeより
d. 料金(円/秒)	0.4459	a + b + c